

令和元年度 事業報告書

令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

1 事業の成果

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO（以下教育NPO）は、この6月末で設立以来16年目となる活動年度を終了した。このように長期にわたって活動できているのは、日本私立中学高等学校連合会（以下中高連）、一般財団法人東京私立中学高等学校協会（以下東京私立中高協会）等の私学団体、および公益社団法人日本文藝家協会（以下日本文藝家協会）など著作権関連団体のご支援、ご協力の賜物であるのは勿論のことであり、感謝の念に堪えない。

従来通り、日常の積み重ねができていれば良かったのであるが、周知のように、今年度は、新型コロナウイルスによる世界的流行があり、令和2年1月16日、新型コロナウイルス感染者の日本での初確認があって以降、1月30日には政府が新型コロナウイルス感染症対策本部立ち上げ、3月13日には、新型コロナウイルス対策の特別措置法が成立し、4月7日、遂に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を発出するに至った。4月16日には、緊急事態宣言発出対象を全国に拡大。ほぼ一月後の5月14日、北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫の8都道府県を除く、39県で緊急事態宣言が解除。同月21日、大阪、京都、兵庫、3府県の緊急事態宣言解除。25日には、やっと東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道の緊急事態宣言も解除された。

解除時、感染者数の低下がみられたのは当然だが、解除後、徐々に感染者が増加、緊急事態宣言時を上回る事態になり、その状態が現在（令和2年8月中）も続いている。半年を超えるこうしたコロナウイルス蔓延状態は、教育NPOの活動上にも大きな支障を及ぼすに至っている。

上記のコロナウイルス感染拡大時期は、当教育NPOの繁忙期（1月～7月）に重なっている。入試問題二次利用に関する許諾代行申請書が山積みになっている時期、やむを得ないことながら、事務局職員の安全、健康管理上、出勤日の減少、出勤時間の変更を検討、実施（4月6日から5月25日）することになった。その他、令和2年5月26日開催予定だった第132回理事会の開催は、同年6月30日に延期開催。勉強会、研修会の実施についても、活動が制限される事態になってしまった。

そのような事態の中、会員校については様々な地域の私中高協会の集まりでの呼びかけの結果、令和元年6月末現在、新規入会校が17校（大学1、退会校2校）となり、会員校数は557校となっている。

なお、令和元年度、勉強会については、7月、11月に「改正著作権法」についての東京勉強会を開催した。

（1）著作物利用等に関する代行事業

今年度（主として2年度春入試分）入試問題二次利用に対する許諾代行申請件数は減少した。申請数3,355件（令和2年6月末現在）、前年比2.4%減である。

① 日本文藝家協会との協定の実施

日本文藝家協会とは、平成16年12月に、同協会委託著作権者の著作物は報告義務を条件に二次的な一括利用ができるとする協定書を締結し、年間補償金（1校あたり2万円）を支払うこととなっている。この年間補償金は当分の間平成18年度分のレベルに据え置くことで合意し、平成21年度までは306校分としていたが、平成22年度からは310校分620万円とすることになった。これは当分の間継続される見通しである。令和元年度同協会委託著作物の利用は841件（8月末現在、昨年同時期は802件）であった。申請件数全体に対する比率は25%となっている。

なお、補償金の免除分については啓蒙・教育研修活動、特に研修会、勉強会開催費に用いている。

② 日本文藝家協会に著作権管理を委託していない著作権者に関する許諾代行

令和元年春入試の許諾申請件数は2170件。年度末での許諾率は87%（前年95%）、不許諾は3名3件であった（令和2年8月現在）。

③ 新聞社との協定の実施

教育NPOと朝日・読売・毎日新聞社は平成21年、各新聞記事を用いた入試問題の二次利用（ホームページ掲載及び受験生などへの無償配布）について、教育NPOが一括して報告することを条件に無償で許諾するとの協定を締結している。また、朝日学生新聞社とも平成22年12月、朝日小学生新聞および朝日中

学生ウィークリーの記事について同様の協定を締結している。令和元年度の利用件数は、朝日39件、読売8件、毎日11件、朝日学生3件、合計61件（前年40件）であった。

(2)著作権利用等に係る教育研修事業及び啓蒙事業

教育NPOは、全国の私立中学高等学校を対象として広く著作権問題を考える「研修会」と、会員校に著作権に関する新しい情報を伝え、学ぶ「勉強会」を教育研修啓蒙事業の柱として年間2～3回実施している。

当初の研修会は全ての私立中学高等学校を対象として著作権の啓蒙とともに入会を促すことを目的とし首都圏、大阪、福岡、名古屋、広島、札幌、仙台開催を最後として全国展開を一応終了し、その後は主に会員校の多い首都圏、近畿圏を中心に引き続き開催している。

今年度の勉強会は以下の通りである。なお、研修会は行われなかった。

○東京勉強会 中野サンプラザ 会議室
日 時 令和元年7月2日（火）午後2時～
参 加 者 92名 （78校）
演 題 「改正著作権法（ICT活用教育）実施に向けての条件整備状況について」
講 師 [redacted]
報 告 「入試問題を中心とした著作権処理の現状と問題点について」
報 告 者 [redacted]

○東京勉強会 アルカディア市ヶ谷（私学会館） 会議室
日 時 令和元年11月28日（木）午後2時～
参 加 者 55名（48校）
演 題 「入試問題に関する要望への対応と改正著作権法のいま」
講 師 [redacted]
報 告 「写真・画像の安全な利用について」
報 告 者 [redacted]

(3)著作物に係る諸問題に関する調査研究、情報の収集及び提供事業

① ホームページ

会員校に役立つ情報、お知らせ等の内容を掲載しているが、今年度中ホームページの充実までは手が付けられなかった。

② 会員校の相談

電話・メールでの相談は年々増加しており、適宜対応しているが、込み入った内容については公益社団法人日本著作権情報センター（以下日本著作権情報センター）および日本文藝家協会等を紹介している。

一方当NPOでは、会員校で著作権に関する教職員研修会が行われる際に、無償で（交通費のみ負担）NPO役員を派遣する制度を設けている。本年8月会員校より講師派遣の要請があったが昨年学校教育に関わる著作権法改正が行われ、その法令整備のメンバーでもある [redacted] を紹介した。

2 事業実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額（千円）
著作物利用等に関する代行事業	会員校の著作物利用に伴う著作権者への許諾依頼の代行	通期	事務所	2名	全国の会員校557校	13,384
教育研修・啓蒙事業	学校教育と著作権処理に関する研修会	令和元年7月 令和元年11月	東京	4名	全国の会員校557校	3,648
調査研究・情報提供事業	ホームページの運営および電話での相談	通期	事務所	2名	全国の会員校557校	1,252
出版事業	当年度は実施せず	—	—	—	—	—

(2) その他の事業

当年度は実施ませんでした。

令和元年度 活動計算書

令和元年7月1日から 令和2年6月30日まで

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	27,420,000		
入会金収入	480,000	27,900,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3 事業収益			
代行手数料	1,954,000	1,954,000	
4 その他収益			
受取利息	195		
雑収入	0	195	
経常収益計			29,854,195
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	7,874,623		
法定福利費	1,254,431		
退職給付費用	0		
退職金	892,000		
人件費計	10,021,054		
(2)その他経費			
著作権支払	6,200,000		
委託費	1,432,626		
代行事業経費	115,386		
研修・啓蒙事業経費	517,371		
調査・広報事業経費	0		
その他経費計	8,265,383		
事業費計		18,286,437	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	1,968,656		
法定福利費	313,608		
退職給付費用	0		
退職金	223,000		
人件費計	2,505,264		
(2)その他経費			
福利厚生費	114,472		
管理諸費	1,643,400		
旅費交通費	924,787		
通信費	1,204,215		
交際費	87,495		
減価償却費	300,183		
保険料	50,220		
水道光熱費	153,582		
地代家賃	1,533,410		
消耗品費	314,693		
租税公課	628		
システム改修費	549,000		
事務用品費	743,462		
雑費	459,774		
その他経費計	8,079,321		
管理費計		10,584,585	
経常費用計			28,871,022
当期経常増減額			983,173
III 経常外収益			0
IV 経常外費用			0
税引前当期正味財産増減額			983,173
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			983,173
前期繰越正味財産額			16,405,321
危機管理積立金振替額			▲ 2,500,000
次期繰越正味財産額			14,888,494

※今年度はその他の事業を実施していません。

令和元年度 貸借対照表

令和2年6月30日現在

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	30,084,297		
未収金	2,436,000		
仮払金	25,259		
流 動 資 産 合 計		32,545,556	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
工具器具備品	246,031		
有形固定資産計	246,031		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
敷金	319,200		
投資その他の資産計	319,200		
固 定 資 産 合 計		565,231	
資 産 合 計			33,110,787
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	392,862		
前受金	50,000		
預り金	33,400		
流 動 負 債 合 計		476,262	
2 固定負債			
長期未払金	246,031		
退職給付引当金	0		
固 定 負 債 合 計		246,031	
負 債 合 計			722,293
III 正味財産の部			
危機管理積立金		17,500,000	
前期繰越正味財産		13,905,321	
(前期繰越正味財産 16,405,321円 危機管理積立金振替額 ▲2,500,000円)			
当期正味財産増減額		983,173	
正味財産合計			32,388,494
負債及び正味財産合計			33,110,787

令和元年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（平成22年7月20日 平成23年11月20日一部改正
NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却しています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

2. 事業費の内訳

(単位：円)

科目	著作権利用等に関する 代行事業	教育研修・ 啓蒙事業	調査研究・ 情報提供事業	出版事業	合計
(1) 人件費					
給料手当	4,429,475	2,460,820	984,328	0	7,874,623
法定福利費	705,617	392,010	156,804	0	1,254,431
退職金	501,750	278,750	111,500	0	892,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
人件費計	5,636,842	3,131,580	1,252,632	0	10,021,054
(2) その他経費					
著作権支払	6,200,000	0	0	0	6,200,000
委託費	1,432,626	0	0	0	1,432,626
代行事業経費	115,386	0	0	0	115,386
研修・啓蒙事業経費	0	517,371	0	0	517,371
調査・広報事業経費	0	0	0	0	0
その他経費計	7,748,012	517,371	0	0	8,265,383
事業費計	13,384,854	3,648,951	1,252,632	0	18,286,437

3. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
工具器具備品	776,940	144,795	300,183	776,940	530,909	246,031
無形固定資産						
ソフトウェア	405,300	0	0	405,300	405,300	0
投資その他の資産						
敷金	319,200	0	0	319,200	0	319,200
合計	1,501,440	144,795	300,183	1,501,440	936,209	565,231

4. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項。

・事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当・法定福利費・退職金・退職給付費用については従事割合に基づき按分しています。

・正味財産の部について

将来発生する可能性のある危機に備え、前期繰越正味財産のうち2,500,000円を危機管理積立金として振り替えました。

令和元年度 財産目録

令和2年6月30日現在

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	156,051		
りそな銀行普通預金	17,633,801		
郵便局	12,294,445		
未収金（代行手数料・会費未収）	2,436,000		
仮払金			
労働保険料	25,259		
流 動 資 産 合 計		32,545,556	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
工具器具備品			
複合機	246,031		
有形固定資産計	246,031		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
敷金			
事務所敷金	319,200		
投資その他の資産計	319,200		
固 定 資 産 合 計		565,231	
資 産 合 計			33,110,787
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
未払経費	392,862		
前受金	50,000		
預り金			
住民税	33,400		
流 動 負 債 合 計		476,262	
2 固定負債			
長期未払金	246,031		
退職給付引当金	0		
固 定 負 債 合 計		246,031	
負 債 合 計			722,293
正 味 財 産			32,388,494

令和元年度 年間役員名簿

令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就任期間	報酬を受けた 期 間
理事	真田 幸男		元年7月1日 ～2年6月30日	
理事	伊藤 貢		元年7月1日 ～2年6月30日	
理事	清水 哲雄		元年7月1日 ～2年6月30日	
理事	助川 幸彦		元年7月1日 ～2年6月30日	
理事	高橋 敬三		元年7月1日 ～2年6月30日	
理事	須藤 勉		元年9月26日 ～2年6月30日	
理事	中川 武夫		元年9月26日 ～2年6月30日	
理事	前田 隆芳		元年9月26日 ～2年6月30日	
監事	松橋 勝政		元年9月26日 ～2年6月30日	

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和2年6月30日現在

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

氏 名	郵便番号	住 所 また は 居 所
伊藤 貢		
伊藤 淑子		
岡部 徳三		
木内 秀樹		
北林 孝道		
工藤 誠一		
近藤 彰郎		
真田 幸男		
清水 哲雄		
助川 幸彦		
須藤 勉		
高橋 敬三		
中川 武夫		
長塚 篤夫		
西村 弘子		
平方 邦行		
前田 隆芳		
増田 晃次郎		
松橋 勝政		
安田 理		
山本 与志春		
吉田 晋		